00179

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行

（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目次

◇条例　鳥取県公害防止条例

条例

鳥取県公害防止条例をここに公布する。

昭和四十四年十二月二十日

鳥取県知事　石破二朗

鳥取県条例第四十六号

鳥取県公害防止条例

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　規制
第一節　大気の汚染に関する規制（第六条―第十九条）
第二節　水質の汚濁に関する規制（第二十条―第三十一条）
第三節　事故時における措置等（第三十二条・第三十三条）
第三章　雑則（第三十四条―第三十九条）
第四章　罰則（第四十条―第四十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、他の法令に特別の定めがあるものを除くほか、公害の防止について必要な事項を定めることにより、県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

2　前項に規定する生活環境の保全については、経済の健全な発展との調和が図られるようにするものとする。

（定義）

第二条　この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。）又は悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2　この条例において「ばい煙」とは、燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物及び燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するすすその他の粉じんをいう。

3　この条例において「工場排水等」とは、第二十条第一項の汚水関係特定施設を設置する工場又は事業場（鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山を除く。以下同じ。）から公共用水域に排出される水をいう。

4　この条例において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠（こうきょ）、かん

がい用水路その他の公共の用に供される水路（公共下水道及び都市下水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び都市下水路をいう。）を除く。）をいう。

5　この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

（事業者の責務）

第三条　事業者は、その事業活動による公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

（県の責務）

第四条　県は、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、それぞれの地域の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（県民の責務）

第五条　県民は、県が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するように努めなければならない。

第二章　規制

第一節　大気の汚染に関する規制

（ばい煙関係特定施設の指定）

第六条　知事は、工場又は事業場に設置される施設のうちばい煙を多量に発生する施設をばい煙関係特定施設として規則で定めるものとする。

2　知事は、前項の規定によりばい煙関係特定施設を定めようとするときは、鳥取県公害対策審議会（以下「審議会」という。）の意見をきくものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（ばい煙排出規制地域の指定）

第七条　知事は、県民の健康を保護し、又は生活環境を保全するため、ばい煙の排出を規制する必要があると認める地域をばい煙排出規制地域として指定するものとする。

2　知事は、前項の規定によりばい煙排出規制地域を指定しようとするときは、関係市町村長及び審議会の意見をきくものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3　知事は、第一項の規定によりばい煙排出規制地域を指定するときは、当該ばい煙排出規制地域を告示するものとする。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（ばい煙規制基準の設定）

第八条　知事は、ばい煙規制基準を規則で定めるものとする。

2　前項のばい煙規制基準は、第二条第二項のいおう酸化物にあつてはばい煙関係特定施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量（以下「ばい煙量」という。）について、排出口の高さ（規則で定める方法により補正を加えたものをいう。）に応じて定める許容限度とし、同項のすすその他の粉じんにあつてはばい煙関係特定施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるすすその他の粉じんの量（以下「ばい煙濃度」という。）について、ばい煙関係特定施設の種類ごとに定める許容限度とする。

3　第六条第二項の規定は、第一項の規定によるばい煙規制基準の設定並

びにその変更及び廃止について準用する。

(ばい煙規制基準の遵守義務)

第九条　ばい煙排出規制地域内におけるばい煙関係特定施設において発生するばい煙を排出する者(以下「ばい煙排出者」という。)は、当該ばい煙関係特定施設に係るばい煙規制基準を遵守しなければならない。

(ばい煙関係特定施設の設置の届出)

第十条　ばい煙排出規制地域内にばい煙関係特定施設を設置してばい煙を排出しようとする者は、次の事項を知事に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　工場又は事業場の名称及び所在地

三　ばい煙関係特定施設の種類

四　ばい煙関係特定施設の構造

五　ばい煙関係特定施設の使用の方法

六　ばい煙の処理の方法

2　前項の規定による届出には、当該ばい煙関係特定施設に係るばい煙量又はばい煙濃度に関する説明書その他規則で定める書類を添附しなければならない。

(経過措置)

第十一条　一の地域がばい煙排出規制地域となつた際現にその地域内にばい煙関係特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。)であつてばい煙を排出するもの又は一の施設がばい煙関係特定施設となつた際現にばい煙排出規制地域内にその施設を設置している者であつてばい煙を排出するものは、当該地域がばい煙排出規制地域となつた日又は当該施設がばい煙関係特定施設となつた日から三十日以内に、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2　前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(ばい煙関係特定施設の構造等の変更の届出)

第十二条　第十条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が当該ばい煙関係特定施設に係るばい煙量又はばい煙濃度の増加を伴わない場合は、この限りでない。

2　第十条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令)

第十三条　知事は、第十条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙関係特定施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙関係特定施設に係るばい煙規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙関係特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更(同項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第十条第一項の規定による届出に係るばい煙関係特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第十四条　第十条第一項又は第十二条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係るばい煙関係特定施設を設置し、又はばい煙関係特定施設の構造若

しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の変更をしてはならない。

2　知事は、第十条第一項又は第十二条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（使用開始の届出）

第十五条　第十条第一項又は第十二条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係るばい煙関係特定施設の設置又は変更の工事をした場合において、その工事に係る施設の全部又は一部の使用を開始したときは、その日から十五日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（氏名の変更等の届出）

第十六条　第十条第一項又は第十一条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係るばい煙関係特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（承継）

第十七条　第十条第一項又は第十一条第一項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙関係特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙関係特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2　第十条第一項又は第十一条第一項の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3　前二項の規定により第十条第一項又は第十一条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（改善命令）

第十八条　知事は、ばい煙排出規制地域内に設置されているばい煙関係特定施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙関係特定施設に係るばい煙規制基準に適合しないと認めるときは、当該ばい煙関係特定施設において発生するばい煙を排出する者に対し、期限を定めて、当該ばい煙関係特定施設の構造若しくは使用の方法又は当該ばい煙関係特定施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命ずることができる。

2　知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該ばい煙関係特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

3　前二項の規定は、第十一条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係るばい煙関係特定施設については、同項に規定するばい煙排出規制地域となつた日又は同項に規定するばい煙関係特定施設となつた日から二年間は、適用しない。ただし、その者が第十二条第一項の規定による届出をした場合において、当該届出が受理された日から六十日を経過したときは、この限りでない。

4　第一項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく改善措置を講じたときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（ばい煙量等の測定）

第十九条　ばい煙排出者であつて規則で定めるものは、規則で定めるところにより、当該ばい煙関係特定施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

00183

第二節　水質の汚濁に関する規制

（汚水関係特定施設の指定）

第二十条　知事は、工場又は事業場に設置される施設のうち汚水（廃液を含む。以下同じ。）を排出する施設を汚水関係特定施設として規則で定めるものとする。

2　知事は、前項の規定により汚水関係特定施設を定めようとするときは、審議会の意見をきくものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（汚水排出規制水域の指定）

第二十一条　知事は、県民の健康を保護し、又は生活環境を保全するため、汚水の排出を規制する必要があると認める水域を汚水排出規制水域として指定するものとする。

2　知事は、前項の規定により汚水排出規制水域を指定しようとするときは、関係市町村長及び審議会の意見をきくものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3　知事は、第一項の規定により汚水排出規制水域を指定するときは、当該汚水排出規制水域を告示するものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（水質規制基準の設定）

第二十二条　知事は、前条第一項の汚水排出規制水域ごとに、当該水域に排出される工場排水等の汚濁（放射線を発生する物質による汚染を除く。以下同じ。）の許容限度を水質規制基準として規則で定めるものとする。

2　第二十条第二項の規定は、前項の規定による水質規制基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

（水質規制基準の遵守義務）

第二十三条　工場排水等を汚水排出規制水域に排出する者（以下「汚水排出者」という。）は、当該汚水排出規制水域に係る水質規制基準を遵守しなければならない。

（汚水関係特定施設の設置の届出）

第二十四条　汚水関係特定施設を設置して汚水排出規制水域に工場排水等を排出しようとする者は、次の事項を知事に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　工場又は事業場の名称及び所在地

三　汚水関係特定施設の種類

四　汚水関係特定施設の構造

五　汚水関係特定施設の使用の方法

六　汚水の処理の方法

七　工場排水等の水質

2　前項の規定による届出には、当該汚水関係特定施設の配置図その他規則で定める書類を添附しなければならない。

（経過措置）

第二十五条　一の水域が汚水排出規制水域となつた際現に汚水関係特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。）であつて工場排水等を当該汚水排出規制水域に排出するもの又は一の施設が汚水関係特定施設となつた際現にその施設を設置している者であつて工場排水等を汚水排出規制水域に排出するものは、当該水域が汚水排出規制水域となつた日又は当該施設が汚水関係特定施設となつた日から三十日以内に、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け

出なければならない。

2　前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（汚水関係特定施設の構造等の変更の届出）

第二十六条　第二十四条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第二十四条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨及び変更後の工場排水等の水質を知事に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が工場排水等の水質の変更を伴わない場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

2　第二十四条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（計画変更命令）

第二十七条　知事は、第二十四条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る工場排水等の水質が当該汚水排出規制水域に係る水質規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る汚水関係特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水の処理の方法に関する計画の変更（同項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第二十四条第一項の規定による届出に係る汚水関係特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（実施の制限）

第二十八条　第二十四条第一項又は第二十六条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係る汚水関係特定施設を設置し、又は汚水関係特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水の処理の方法を変更してはならない。

2　知事は、第二十四条第一項又は第二十六条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（改善命令）

第二十九条　知事は、汚水排出規制水域に排出される工場排水等の水質がその汚水排出規制水域に係る水質規制基準に適合しないと認めるときは、当該工場排水等を汚水排出規制水域に排出する者に対し、期限を定めて、当該汚水関係特定施設の構造若しくは使用の方法又は汚水の処理の方法の改善を命ずることができる。

2　知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該汚水関係特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

3　前二項の規定は、第二十五条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る汚水関係特定施設については、同項に規定する汚水排出規制水域となつた日又は同項に規定する汚水関係特定施設となつた日から二年間は、適用しない。ただし、その者が第二十六条第一項の規定による届出をした場合において、当該届出が受理された日から六十日を経過したときは、この限りでない。

4　第一項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく改善措置を講じたときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（水質の測定）

第三十条　汚水排出者であつて規則で定めるものは、規則で定めるところにより、当該工場排水等の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

（準用）

第三十一条　第十五条から第十七条までの規定は、汚水関係特定施設の設置者の使用開始の届出、氏名の変更等の届出及び地位の承継について準用する。

第三節　事故時における措置等

（事故時における措置等）

第三十二条　ばい煙排出者又は汚水排出者（以下「ばい煙等排出者」という。）は、ばい煙関係特定施設若しくはばい煙処理施設（ばい煙関係特定施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設をいう。）又は汚水関係特定施設若しくは汚水処理施設（汚水関係特定施設から排出される汚水を処理するための施設及びこれに附属する施設をいう。）について故障、破損その他の事故が発生し、当該事故に係るばい煙関係特定施設に係るばい煙量若しくはばい煙濃度又は工場排水等の水質が、そのばい煙関係特定施設に係るばい煙規制基準又は汚水排出規制水域に係る水質規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに、その事故をすみやかに復旧するように努めなければならない。

2　前項に規定する事故が発生した場合において、その事故が規則で定める程度のものであるときは、当該事故に係るばい煙等排出者は、すみやかに、その事故の状況並びにその事故についての応急の措置の内容及び復旧工事の計画を知事に届け出なければならない。

3　前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事故についての復旧工事を完了したときは、すみやかに、その旨を知事に届け出なければならない。

4　第十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項及び第二項の規定は、第二項の規定による届出をした者については、その届出に係る事故についての復旧工事に必要と認められる期間内は、適用しない。

（緊急時における措置）

第三十三条　知事は、異常な気象状態等特別な事態の発生によりばい煙排出規制地域に係る大気の汚染又は汚水排出規制水域に係る水質の汚濁が著しく人の健康又は生活環境をそこない、又はそこなうおそれがあると認める場合は、その事態を一般に周知させるとともに、ばい煙排出規制地域内においてばい煙を排出する者又は汚水排出規制水域に汚水を排出する者に対し、ばい煙又は汚水の排出量の減少について協力を求めるものとする。

第三章　雑則

（報告及び検査）

第三十四条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等排出者に対し、ばい煙関係特定施設又は汚水関係特定施設（以下「ばい煙関係特定施設等」という。）の状況、ばい煙関係特定施設等の事故の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙等排出者の工場又は事業場に立ち入り、ばい煙関係特定施設等その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（適用除外）

第三十五条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第七項に規定する電気工作物又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定するガス工作物であるばい煙関係特定施設等に係るばい煙等排出者については、第十条から第十八条まで、第二十四条から第二十九条まで、第三十一条並びに第三十二条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

（規制がないばい煙等による公害に対する措置）

第三十六条　知事は、公害の防止のための規制がないばい煙、ガス、粉じん、汚水、騒音、振動、地盤の沈下又は悪臭により、現に公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該公害を発生し、又は発生させるおそれがある者に対し、公害を防止するため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

（苦情の処理）

第三十七条　知事は、公害に関する苦情の申出があつたときは、関係市町村長又は関係行政機関の長と協力して、その公正な解決に努めるものとする。

（事業者に対する援助）

第三十八条　知事は、事業者が行なう公害の防止のための施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

2　前項の援助にあたつては、中小企業者及び農業者に対し、特別の配慮を行なうものとする。

（規則への委任）

第三十九条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章　罰則

第四十条　第十三条、第十八条第一項若しくは第二項、第二十七条又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十一条　第十条第一項又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十二条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第十一条第一項、第十二条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十四条第一項又は第二十八条第一項の規定に違反した者

三　第十九条又は第三十条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

四　第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

この条例は、昭和四十五年七月一日から施行する。ただし、第一条から第八条まで、第二十条から第二十二条まで及び第三十七条から第三十九条までの規定は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可　発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥取県　【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】